

令和4年4月11日

関係各位

東京検疫所
食品監視課

ゴールデンウィークにおける食品監視業務について

平素より検疫所が行う輸入食品監視・指導業務につきまして御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、当課の対応は下記のとおりとなりますので御了知願います。

記

1 閉庁日

令和4年4月29日（金）～5月1日（日）及び5月3日（火）～5月5日（木）まで食品監視窓口が閉庁します。

2 閉庁日における食品等の輸入手続きについて

- (1) 食品等の輸入手続きについては、事前届出制度、平成14年9月18日付食検発第0918001号「貨物搬入前の届出済証の交付について」に基づき、貨物搬入前に届出済証の交付を受けるなどの早めの手続きをお願いします。
- (2) 検査命令該当貨物のうち、当課の閉庁日に検査結果が判明し、輸入通関を希望する場合は、令和4年4月25日（月）までに当課（食品監視課：03-3599-1520、食品監視第二課：047-437-1381）に御連絡ください。
- (3) 当課の閉庁日に食品衛生法に基づく輸入手続きが必要となる場合は、羽田空港検疫所支所食品監視課（03-6847-9320）にてお伺いしますので御連絡をお願いします。なお、この場合の受付時間は、8:30～17:15とします。
- (4) 輸入食品監視支援機能（FAINS）におけるゴールデンウィークの運用等につきましてはNACCS 掲示板を御確認ください。

食検発第0918001号
平成14年9月18日

各検疫所長 殿

検疫所業務管理室長
(公印省略)

貨物搬入前の届出済証の交付について

標記については、昭和60年12月28日付衛検第386号及び平成13年12月19日付食検発第231号により実施しているところであるが、今般、昭和60年12月28日付衛検第386号生活衛生局長通知中第3の5における「検査を要しないと判断したもので食品衛生上の問題を生じるおそれのないもの」として、貨物搬入前に届出済証を交付しても差し支えないものを下記のとおりとすることとしたので、関係業者に対する指導方よろしく願います。

また、下記2に掲げる食品については、届出済証を交付した後であっても、随時、現場検査を実施し、食品の衛生管理の適切な実施について関係業者に対し十分に指導するようお願いする。

なお、平成13年12月19日付食検発第231号については廃止する。

記

- 1 器具若しくは容器包装又はおもちゃ
- 2 食品（ただし、別紙様式の衛生管理説明書が輸入届出において提出され、過去半年間に衛生上の問題の発生がなく、当該貨物の輸送保管方法に特に問題がないと判断されるもの。）

別 紙

衛生管理説明書

当該貨物の過去の輸入実績及び輸送保管方法は、以下のとおりです。
なお、過去半年間に衛生上の問題の発生はありません。

年 月 日

輸入者
住所
氏名

印

○ ○ 検疫所長殿

品 名	
積込数量及び重量	
届出受付番号※	
到着年月日	
船名及び便名	
倉庫の名称及び所在地	
輸送保管方法	
過去半年間の輸入実績	

※電子情報処理組織を使用した届出の場合にのみ記入する